

居宅介護支援重要事項説明書

指定居宅介護支援について、契約締結前に重要事項を説明いたします。わからない点があればご質問下さい。

1, 事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話番号	0978-74-1234（午前8時30分～午後5時15分まで）
担当者	川野千賀子 徳丸明代 花木幸美 岩本泰則

2, 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	利用者からの相談に応じ、利用者や家族の意向をもとに、適正な居宅介護支援を提供することを目的とします。
事業の方針	1, 利用者が要介護状態にあっても、可能な限り自宅で自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮します。 2, 利用者の選択に基づき、保険・医療・福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。 3, 利用者の意志および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、公正中立にケアマネジメントを行います。 4, 事業の運営にあたっては、国東市をはじめ、関係機関との連携につとめます。

3, 事業者及び事業所の概要

(1) 名称等

事業者の名称	社会福祉法人 国東市社会福祉協議会
代表者氏名	会長 松井 督治
事業者の所在地	大分県国東市武蔵町古市 1086 番地 1
事業所の名称	くにさきケアセンターなのはな居宅介護支援事業所
事業所の所在地	大分県国東市国東町浜崎 2757 番地 5
介護保険指定番号	4472100132
管理者氏名	川野 千賀子
電話・FAX 番号	TEL0978-74-1234 FAX0978-74-0477
通常のサービス提供区域	国東市全域

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日（祝日、12/29～31、1/2、3を除く）
営業時間	午前8時30分～午後5時15分
緊急連絡先	080-7203-6551（24時間対応体制）※緊急時のみ対応します

(3)職員体制及び業務内容

職種	資格	常勤	業務内容
管理者兼主任介護支援専門員	看護師	1名	事業所管理及び居宅介護支援業務を行います
主任介護支援専門員	介護福祉士	1名	要介護者等からの相談に応じ居宅介護支援業務を行います
介護支援専門員	介護福祉士	2名	

4, 介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

①	居宅サービス計画作成依頼（利用申請書提出）
②	重要事項説明及び契約書の締結（契約開始）
③	利用者の状態を把握 面談し課題の分析
④	居宅サービス計画原案の作成・サービス事業者の選択
⑤	サービス担当者との連絡・調整 会議の開催
⑥	居宅サービス計画原案への利用者の同意
⑦	サービスの実施

5, 利用料等

(1) 利用料金：重要事項説明書別紙① 参照

居宅介護支援に関する利用料金について、介護保険が適用される場合は、直接介護保険から事業所に給付されますので、利用者からのご負担はありません。但し介護保険料の滞納により、事業所が介護保険から給付を受領することが出来ない場合は、サービス利用の金額を一旦お支払い下さい。

(2) 交通費：無料

(3) 解約料：無料

6, 秘密の保持

事業者及びサービス従事者は業務上知り得た利用者及び家族等の個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、契約に基づくサービスを提供するうえで必要な場合は、「個人情報使用同意書」に定められた範囲内で必要な情報を提供させていただきますので、予めご理解ください。

7, 緊急時の対応

事業者はサービス提供中に容体の変化等があった場合は、家族、医師、救急機関等に連絡し、必要な措置を行います。

8, 損害賠償

事業所は、サービス提供に伴って賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

9、虐待に関する事項

(1) 事業所は利用者の人権擁護・虐待等の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底します。
- ②虐待防止のための指針の整備をします。
- ③虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- ④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

(2) 事業所は、サービス提供中に当該事業所又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに行政に通報するものとします。

10、主治医および医療機関等との連絡

事業所は、利用者の主治医および関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡を取らせて頂きます。利用者が病院等に入院する必要が生じた場合に、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を伝えていただき、事業所にもご連絡下さい。

11、契約の解除について

(1) 利用者から契約解除について

- ① 利用者は事業所に対し、7日前まで申し入れることで解約をすることが出来ます。
- ② 事業者が正当な理由なくサービス提供しない場合や守秘義務に反するなど、この契約を継続し難い背任行為を行った場合は、利用者は文章で通知することにより、直ちに契約解除することが出来ます。

(2) 事業者は事業の廃止や縮小などやむを得ない事情がある場合は1か月の予告期間をおき、理由を示した文書で通知することにより契約を解除することが出来ます。この場合は他の居宅介護支援事業所に関する情報を利用者に提供し、サービスが継続して受けられるよう支援します。

但し、次の場合は1か月以上の予告期間なしに、この契約を解除することが出来ます。

- ① 利用者または、家族の非協力など双方の信頼関係を損壊する行為に改善の見込みがない場合
- ② 利用者または、家族により職員に対して社会通念を超えたと思われる苦情や、暴言・暴力・ハラスメント行為があった場合

12、サービス事業所の選択

利用者は介護支援専門員が作成したケアプランに位置付けた居宅サービス事業所については、複数の事業所の紹介を求めることが出来ます。また介護支援専門員に対して、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが出来ます。

13、介護支援専門員について

(1) 身分証携帯義務

介護支援専門員は常に身分証明書を携帯し、初回訪問時および利用者・家族から求められた時はいつでも身分証を提示します。

(2) 介護支援専門員の変更

- ① 担当の介護支援専門員の変更を希望される場合は、相談窓口の担当者までご連絡下さい。
- ② 事業者側の都合により、介護支援専門員を交代させる場合は、文書によりその氏名を通知します。

14、衛生管理等

事業所は事業所において感染症が発生したまたは、まん延しないように、次のような措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防およびまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症の予防およびまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防およびまん延防止のための研修および訓練を定期的実施します。

15, サービス内容に関する苦情

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

◆苦情受付窓口

担当者 川野千賀子 徳丸明代 花木幸美 岩本泰則

電話番号 0978-74-1234

FAX 番号 0978-74-0477

◆受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

(2) 行政機関その他苦情受付機関

国東市福祉課	TEL	0978-72-5164
大分県国民健康保険団体連合会	TEL	097-534-8470
大分県福祉サービス運営適正化委員会	TEL	097-558-0301

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項を説明しました。

説明者 職名 ケアマネジャー 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者からの重要事項の説明を受け、居宅介護支援の提供開始に同意しました。

〈利用者〉

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(代筆者) 氏名 _____ 利用者との関係 _____

〈代理人〉 利用者との関係 _____

住 所 _____

氏 名 _____ 印

別紙 ①

利用料金及び居宅介護支援費

基本料金

要介護 1・2	10,860 円
要介護 3～5	14,110 円

加算料金・・・各々について、要件を満たした場合に算定されます。

初回加算	3,000 円/月	新規として取り扱われる計画を作成した場合
特定事業所加算（Ⅱ）	4,210 円/月	厚生労働大臣が定める基準に適合した事業所
緊急時等カンファレンス加算	2,000 円	病院等の求めにより、病院等の職員と居宅を訪問しカンファレンスを行いサービス等の利用調整した場合
通院時情報連携加算	500 円/月	利用者が医師の診察を受ける際に同席し医師と連携し情報提供し居宅サービス計画等に記録した場合
入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,500 円/月	入院した日のうちに病院等の職員に必要な情報提供した場合など
入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,000 円/月	入院した日の翌日又は翌々日に、病院等の職員に必要な情報を提供した場合。 ※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。
退院・退所加算（Ⅰ）イ	4,500 円	入院等の期間中に病院等の職員と面談を行い必要な情報を得るための連携を行い居宅サービス計画の作成をした場合 （Ⅰ）イ 連携1回 （Ⅰ）ロ 連携1回（カンファレンス参加による） （Ⅱ）イ 連携2回以上 （Ⅱ）ロ 連携2回（内1回以上カンファレンス参加） （Ⅲ）連携3回以上（内1回以上カンファレンス参加）
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	6,000 円	
退院・退所加算（Ⅱ）イ	6,000 円	
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	7,500 円	
退院・退所加算（Ⅲ）	9,000 円	